

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成21年7月31日(金)		
場所	参議院第二別館東棟4階 記録部・国際部会議室		
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)	
	委員	阿部 哲((財)日本国際協力システム 契約審査室室長)	
	委員	水田 健輔(国立大学財務・経営センター研究部准教授)	
審査対象期間	平成21年1月1日(木)～平成21年3月31日(火)		
抽出案件	4件		
一般競争入札	3件	契約件名	本館構内防犯カメラ設備改修その他工事一式
		契約相手方	NECネッツエスアイ株式会社
		契約金額	29,925,000円
		契約締結日	平成21年1月19日
		契約件名	ハイビジョン映像撮影収録用ビデオカメラ機器一式調達
		契約相手方	池上通信機株式会社
		契約金額	5,229,000円
		契約締結日	平成21年3月17日
		契約件名	広報用ビデオ作品「参議院見学(参観)案内」の作成業務一式
		契約相手方	株式会社ワイドスタッフ
		契約金額	4,575,690円
		契約締結日	平成21年2月26日
随意契約	1件	契約件名	参議院情報ネットワーク サーバ用セキュリティパッチ等適用作業役務請負料一式
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社
		契約金額	13,925,625円
		契約締結日	平成21年2月13日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回 答
<p>1. 報告事項</p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>指名停止の運用状況について 3ヶ月の指名停止 1社</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>A【本館構内防犯カメラ設備改修その他工事一式（一般競争入札（最低価格落札方式）：工事）】</p> <p>①既存の防犯カメラ設備は参議院のために特別に製作された機器で構成されているのか。</p> <p>②衆参共同で防犯カメラ設備システムを調達することはできないのか。</p> <p>B【ハイビジョン映像撮影収録用ビデオカメラ機器一式調達（一般競争入札（最低価格落札方式）：購入）】</p> <p>①ハイビジョンカメラを扱うメーカーは何社あるか。</p> <p>②入札参加者が2者しかなかった理由は何か。</p>	<p>参議院のために特別に製作された機器ではない。市場調達可能な標準品で構成されている。</p> <p>衆参の警務部は、議長警察権に基づきそれぞれの警備方針に従って警備を行っているため、個別の防犯カメラシステムを導入しているところである。</p> <p>主要なメーカーは国内で3社程度である。</p> <p>製品が高価かつ業務用であり量販店で扱うような製品ではないため参加がなかったと思われる。また、公告の方法について、本年4月1日からは参議院のホームページに公告を掲載するようになったが、当時は参議院第二別館玄関前の掲示板での公告のみであったことも一因ではないか。</p>

③落札した会社のアフターサービス及びパーツの補給体制に不安はないのか。

現在のハイビジョンカメラは、機器の構成がICパーツを多用しているため、可動部の摩耗がなく壊れにくい。また、当該製品は海外でも導入され、地方の放送局での採用実績もあることからアフターサービス及びパーツの補給体制に心配はないものとする。

C【広報用ビデオ作品「参議院見学（参観）案内」の作成業務一式（一般競争入札（最低価格落札方式）：役務）】

①このビデオを作成した主な目的は何か。

見学者にできる限り快適に見学してもらうため、参観を行う前に留意事項を確認してもらう趣旨で作成した。
なお、この画像はインターネットでも公開している。

②入札の前に提出が求められている書類の内容は複雑なものではないのか。もし、複雑なものであれば入札への参加を制限していることになるのではないのか。

映像製作の実績を任意方式で求めたもので、決して複雑な内容のものではないと認識している。

③作成時期が年度末になった理由は何か。

昨年来、参議院ホームページの全面改訂を進めて来たが、その作業の過程で、動画コンテンツを取り入れる案が提起され、制作する運びとなったため、この時期の調達となった。

D【参議院情報ネットワーク サーバ用セキュリティパッチ等適用作業役務請負料一式（随意契約（公募型方式）：役務）】

①既存のシステムを構築した者以外の参加者がいなかったのは、期限に余裕がなかったからではないか。

公募型方式では公告期間について、一般競争方式と同様に10日間を確保している。

②公募型方式を採用しても公募に応じた者が1者もなかったということでは、公募の意味がないのではないのか。

今回の公募は、随意契約を予定している者の他に本業務を遂行できる者がいるか否かを確認するためであり、広く参加者を募る一般競争入札とは若干趣旨が異なる。

③公募に応じた者が複数の場合、企画競争を行う予定であったと聞いたが、企画競争となった場合、セキュリティシステムの情報をどこまで開示するのか。

原則として、すべての設定内容を開示しなければ作業はできない。

④すべてのセキュリティシステムを開示した場合、開示されたセキュリティ情報が悪用される恐れはないのか。

会社としては悪意がなくても個人犯罪が危惧される。セキュリティの面で公募型方式がふさわしくないと考えられる場合もあるため、今後は特命随契も含め十分検討した上で判断したい。